

特別管理産業廃棄物の種類

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある性状を有するものは、特別管理産業廃棄物として別に定められており、その種類及び内容は次のとおりです。

特別管理産業廃棄物は、排出されてから処理されるまでの間、常に注意して取り扱うこととされており、排出事業者に対しては、特別管理産業廃棄物管理責任者の選任など、通常の産業廃棄物と比べ特別な管理及び処理方法が義務付けられています。



表 1 特別管理産業廃棄物の種類

種類	内容	
(1)廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(引火点 70℃未満の燃焼しやすいもの。ただし、難燃性のタールピッチ類等を除く)	
(2)廃酸	著しい腐食性を有するもの (pH2.0 以下のもの)	
(3)廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの (pH12.5 以上のもの)	
(4)感染性産業廃棄物	医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動等に伴い発生した産業廃棄物のうち、排出後に人に感染性を生じさせるおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又はそのおそれのあるもの	
(5)特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB (原液) 及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	1. PCBが塗布された紙くず 2. PCBが染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず 3. PCBが付着し又は封入された廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類

種 類	内 容	
(5)特定有害 産業廃棄物	PCB処理物	<p>廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、以下の基準を満たさないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①廃油 PCB 0.5mg/kg 以下 ②廃酸、廃アルカリ PCB 0.03mg/L 以下 ③廃プラスチック、金属くず、陶磁器くず、PCBの付着又は封入が無いこと <ul style="list-style-type: none"> ・洗浄液試験法（洗浄液：0.5mg/kg 以下） ・ふきとり試験法（面積：0.1μg/100cm²以下） ・部材採取試験法（部材：0.01mg/kg 以下） ④上記以外（汚泥、燃え殻、ばいじん） PCB 0.003mg/L 以下 <p>環境省令で定める判定基準（表2）に適合しないもの</p>
	指定下水汚泥	環境省令で定める判定基準（表2）に適合しない有害物質を含むもの
	鉱さい	環境省令で定める判定基準（表2）に適合しない有害物質を含むもの
	廃石綿等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設物に使用された吹き付け石綿・石綿含有保温材を除去したもの及び石綿建材除去事業で使用した用具類（廃プラスチックシート・防塵マスク・作業服等）など 2. 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設において生じたものであって、集じん装置で集められた飛散性の石綿など
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・政令で定められた一定の施設から排出される、環境省令で定める判定基準（表2）に適合しない、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、汚泥又はこれらの処理物 ・輸入廃棄物の焼却炉ばいじん、燃え殻、排ガス洗浄汚泥又はこれらの処理物
	廃油	<ul style="list-style-type: none"> ・政令で定められた一定の施設から排出される、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン（いずれも廃溶剤に限る。濃度には関係ない。）又はこれらの処理物

表 2 環境省令で定める判定基準

有害物質	燃え殻、ばいじん、 鉱さい (値を超えるもの) (溶出 mg/L)	汚泥 産業廃棄物を 処分するために 処理したもの (値を超えるもの) (溶出 mg/L)	廃酸・廃アルカリ (値を超えるもの) (含有 mg/L)
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.05
カドミウム又はその化合物	0.3	0.3	1
鉛又はその化合物	0.3	0.3	1
有機燐化合物	—	1	1
六価クロム化合物	1.5	1.5	5
砒素又はその化合物	0.3	0.3	1
シアン化合物	—	1	1
PCB	—	0.003	0.03
トリクロロエチレン	—	0.3	3
テトラクロロエチレン	—	0.1	1
ジクロロメタン	—	0.2	2
四塩化炭素	—	0.02	0.2
1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.4
1,1-ジクロロエチレン	—	0.2	2
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	4
1,1,1-トリクロロエタン	—	3	30
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.6
1,3-ジクロロプロペン (D-D)	—	0.02	0.2
チウラム	—	0.06	0.6
シマジン (CAT)	—	0.03	0.3
チオベンカルブ (ベチオカーブ)	—	0.2	2
ベンゼン	—	0.1	1
セレン又はその化合物	0.3	0.3	1
ダイオキシン類	燃え殻、汚泥、ばいじん 3ng-TEQ/g 廃酸、廃アルカリ 100pg-TEQ/L		

廃油	PCB 処理物等 (値を超えるもの)	
廃溶剤であって、 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、 四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロペン (D-D)、 又はベンゼンに限る	1. 廃油	0.5mg/kg
	2. 廃酸、廃アルカリ	0.03mg/L
	3. 廃プラスチック類、 金属くず	付着又は封入していない こと※
	4. 陶磁器くず	付着していないこと※
	5. その他 (検液として)	0.003mg/L
	※注	
	洗浄液	0.5mg/kg
	抜き取り物	0.1 μg/100cm ²
	切り取り物	0.01mg/kg
		(値以下であるものは、付着、封入していないと判定される)